

平成16年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第1 外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する群馬県との包括外部監査契約に基づく包括外部監査。

2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する団体(以下「出資団体」という。)の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理。

3 監査対象期間

主として平成15年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)、ただし、必要に応じて過年度分及び平成16年度分についても監査対象とした。

4 テーマ選定の理由

本県の関係する出資団体については、県は出資金、補助金、委託費等を支出しており、実質的に県政の代替・補完機能を担っている団体も少なくない。このような団体が適正かつ効率的な管理運営を行っているかどうかは県民の関心のあるところである。

そこで、出資団体の財務状態を把握するとともに、事務執行の合规性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断した。

5 監査の要点

- (1) 入札及び随意契約事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
- (2) 物品の管理は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に行われているか。
- (3) 各種事業実施のための事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
- (4) 会計事務は関係法令及び会計諸規程等に準拠し適正に処理され、事業の実態が正しく開示されているか。
- (5) 県と各出資団体との補助金、委託料及びその他に関する契約事務は適正に行われているか。
- (6) 各出資団体の管理運営状況はどうか。

要 約

- (7) 各出資団体の事業内容には公益性があるか、現在の社会経済環境に合致したものであるか、また、今後のあり方はどうか。

6 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人 公認会計士 林 章
(2) 補助者 公認会計士 6 名
(横山太喜夫、永井乙彦、小林秀一、田中 誠、松井 理、鈴木祥浩)

7 監査対象団体の選定

具体的な監査対象団体は、 予算規模、 職員数、 県民の関心が高い事業を行っているもの、 過年度において包括外部監査の対象になっていない団体という基準で下記の 8 団体を選定した。

記

- (1) 財団法人群馬県国際交流協会 (総務局、国際課所管) 略称：国際
(2) 財団法人群馬県森林・緑整備基金 (環境・森林局、林業振興課所管) 略称：森林
(3) 財団法人群馬県農業公社 (農業局、担い手支援課所管) 略称：農業
(4) 財団法人群馬県フラワー協会 (農業局、蚕糸園芸課所管) 略称：フラワー
(5) 社団法人群馬県畜産協会 (農業局、畜産課所管) 略称：畜産
(6) 財団法人群馬県馬事公苑 (農業局、畜産課所管) 略称：馬事
(7) 財団法人群馬県建設技術センター (県土整備局、監理課所管) 略称：建設
(8) 財団法人群馬県教育文化事業団 (教育委員会、文化課所管) 略称：教育

以上

第2 外部監査の結果及び意見の要約

各団体に共通する監査結果 指摘事項

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
(契約事務について)				
1	入札手続	指摘	県財務規則第 180 条以下に規定されている指名競争入札されるべき契約を随意契約としている例が認められた。公益法人である各団体は、コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定を厳密に解釈し厳守する必要がある。 (農業、フラワー、馬事、建設、教育)	1-10
(物品管理について)				
2	備品等に係る管理手続	指摘	県財務規則第 231 条以下に規定されている備品等の現物管理手続が明確でなく、実地棚卸、備品管理台帳との照合、リース資産等の峻別管理並びに物品廃棄に係る事務処理等改善する必要がある。 (農業、フラワー、建設、教育)	1-11
3	収入印紙、切手等の管理及び会計処理	指摘	収入印紙、切手等の管理につき以下の点を改善されたい。 ・ 日常の受払管理と上司による確認作業を徹底すべき。 ・ 年度末における保有残高が異常に多い団体については、今後は十分に注意する必要がある。 ・ 年度末の未使用残高については、貸借対照表の貯蔵品として資産計上すべき。 (農業、フラワー、建設、教育)	1-12
(事業実施のための事務について)				
4	各種資金貸付事業における貸付金の一時償還事由	指摘	各種資金貸付事業において、貸付金の一時償還請求事由が発生しているのに請求されていない事例が見受けられたので改善する必要がある。債権の保全に十分な注意を払う必要がある。(森林、農業)	1-13
(会計事務について)				
5	計算書類作成方法の改善の必要性	指摘	計算書類の作成方法につき改善の必要がある以下の事例が見られたが、適正な計算書類の作成及び開示は、公益法人の行うべき重要な責務であり、県民の負託に応えるためにも適正な会計事務の執行が求められる。 ・ 特別会計の範囲、総括表の会計区分及び計算書類の勘	1-14

要 約

	項 目		監査の結果及び意見の要旨	頁
			<p>定科目の分類等が寄附行為、会計規程等に準拠していないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計があるのに総括表の作成が欠落しているもの。 ・ 総括表は作成されているが、誤って作成されており、整合性がないもの。 <p>(国際、森林、農業、畜産、教育)</p>	
(管理運営状況について)				
6	勤怠管理	指摘	<p>出勤簿の管理について改善の必要がある事例があった。出勤簿には出勤後遅滞なく出勤印を押印するとともに、出勤確認の任に当たっている責任者が注意することが必要であり、確認印の押印も必要である。</p> <p>(国際、フラワー)</p>	1-15

各団体に共通する意見

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
(契約事務について)				
1	随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例	意見	県財務規則第 188 条以下に規定されている随意契約の選択理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。また、予定価格を作成していないものがあった。理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、起案にあたり慎重に検討する必要がある。回議書の書式を改定し、所定欄を設けることも一案と考える。また、随意契約の場合も予定価格の作成は必要である。 (国際、建設、教育)	1-16
2	指名競争入札における指名業者の選定理由	意見	指名競争入札における指名業者選定の理由が明確でない事例が検出された。どの業者を指名するかは、指名入札手続きの成否を左右する重要な手続きであるので、指名理由、根拠等を回議書に記入するなど明確にしておく必要がある。(農業、フラワー、教育)	1-17
3	積算価格の精度見直しの必要性	意見	指名競争入札契約で予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した等の事例があったが、予定価格が上限価格としての機能を発揮できないことになるおそれがあり、積算価格の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。(フラワー、教育)	1-17
(物品管理について)				
4	現金管理	意見	現金管理に関してはリスクが大きいので、例外なく金銭出納帳を作成し、日々現金実際有高との照合、確認を受ける手続きを厳守する必要がある。その際照合印と確認印の押印等、検印制度の改善が必要である。(建設、教育)	1-18
(会計事務について)				
5	賞与引当金計上の必要性	意見	プロパー職員の期末手当及び勤勉手当については、支払時に給料手当として費用処理する「現金主義」で会計処理しているが、費用の期間対応を適切なものとするため、支給対象期間基準により賞与引当金を貸借対照表負債の部に計上して「発生主義」で会計処理すべきである。 (国際、農業、フラワー、畜産、馬事、建設、教育)	1-19

	項 目		監査の結果及び意見の要旨	頁
6	人件費の計算書類上の表示	意見	人件費の配賦計算は、補助金収入、受託料収入等の算定の基礎になる重要な計算であり、事業別の損益計算、コスト分析に影響を及ぼすので、適正な処理が求められるが、各団体の人件費の表示区分は適切さを欠いている。従事している業務内容に応じて管理費と事業費に適切に区分すべきである。その他の支出についても、適切な情報開示の観点から、集計区分を見直すことが望ましい。 (国際、森林、農業、フラワー、馬事、建設、教育)	1-20
7	計算書類の注記事項	意見	計算書類に注記事項が欠落している団体があるが、公益法人会計基準によれば、注記は計算書類を補足・説明するものとして計算書類の一部であり、記載が必要である。 (森林、畜産、馬事)	1-21
8	財務状況の公開	意見	各団体はホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分な団体があった。計算書類等の財務状況をホームページで公開する必要がある。(農業、馬事)	1-22
(県と出資団体との関係について)				
9	県派遣職員に対する人件費負担のあり方	意見	県は派遣職員への人件費相当額を補助金として各団体に支出し、実質的に給与相当額を負担しているが、派遣法の趣旨に則り見直す必要がある。 (国際、森林、農業、フラワー、馬事、建設、教育)	1-23
10	委託料の精算方式	意見	県有施設の管理受託をしている団体に対する県の委託料及び補助金の算出方法は、人件費は所要額を、その他は査定及び見積額の見直しをしたうえで全額支弁する方式で、団体には不足も余剰も生じない仕組みになっている。 しかし、管理受託者の自己努力によるコスト節減等の利益は県に返還しないような取扱にすることが、各団体の経営努力へのインセンティブとなり、ひいては行政コストの節減につながると思われる。委託料ゼロ精算の方式での事業委託では、原価節減の意識が働きにくく、各団体の自立的で効率的な事業実施を求めることは困難であると思われるので、見直しをすることが望まれる。 (フラワー、馬事、教育)	1-26

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
(管理運営状況について)				
11	理事会の強化	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会を強化し、行政という観点からだけでなく経営という観点から経営管理体制を構築すべきである。 ・団体を取り巻く環境が今後厳しくなることを考慮すると、コスト感覚のある民間企業経営者の登用を団体の自立、業務効率化の観点から検討することが望まれる。 ・理事長以下重要ポストが欠員であった団体があったが、遅滞なく対応する必要がある。 ・常勤理事がない団体については、経営という観点から、少なくとも一人は常勤理事が必要である。 (国際、森林、農業、フラワー、畜産、馬事、建設、教育)	1-28
12	経営会議等の活用	意見	経営会議等は理事会を補完する機能があるので、いくつかの問題点を解決し、これを活用していくことは、有効であると思われる。特に構成員が県出身者だけである点は見直すべきであり、有識者や民間企業の経営者の参加及び活用が望まれる。(フラワー、畜産、教育)	1-30
13	指定管理者制度への対応	意見	公の施設の管理運営について指定管理者制度の導入が予定されている団体は、施設の有効活用と同時に、経済的・効率的な運営管理が要求されるとともに、民間事業者と対等の業務サービスも要求されることになる。 人件費及び経費の節減を図るとともに、中長期的な視野のもとに組織全体の経営管理を実践していける人材の登用等、指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。 (フラワー、馬事、教育)	1-31
14	中長期経営計画	意見	中長期経営計画が策定されていない団体が多い。 特に今後管理運営がますます厳しくなることが予想される各団体では、公益性と採算性の両面を追求し、事業目的を達成するためにはある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。 (森林、農業、馬事、建設、教育)	1-32
15	人事運用の自立化	意見	人事、予算等における細部にわたって県との協議が求められ、各団体の自主性が発揮されている部分が少ない。 本来的に民間法人である各団体の運営に対し、職員処遇に県準拠主義を導入したため、民間法人たる各団体の設立時	1-32

要 約

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
			<p>に期待した民間活力が生かされているとは言いがたい。各団体は自立的、効率的な経営の実施のため、主体的な人事戦略を持つことが望まれる。</p> <p>(国際、森林、農業、フラワー、馬事、建設、教育)</p>	
16	人件費抑制施策	意見	<p>コスト削減の重要課題として人件費抑制施策がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員の待遇(県職員と同等)見直し ・組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討 ・高コストである県職員派遣の見直し ・業務の選択肢として、業務の外部委託化等を検討されたい。 <p>(国際、森林、農業、フラワー、馬事、建設、教育)</p>	1-33
17	行政コスト計算書の作成と活用	意見	<p>各団体は公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は各団体の実態を表すものとは言いがたく不十分であると考えられる。団体の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。</p> <p>行政コスト計算書は、団体の説明責任の確保と透明性の向上の観点から、県民が負担すべきコストを集約して表示する計算書であり、例えば、通常コストとして認識されない県派遣職員の人件費や県有財産の減価償却費などの機会費用もコストとして認識するものである。</p> <p>各団体の行政コスト計算書要約版は 26、27 頁参照。</p> <p>(国際、森林、農業、フラワー、畜産、馬事、建設、教育)</p>	1-35

各団体ごとの監査結果及び意見

1 財団法人 群馬県国際交流協会				
	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
監査結果 指摘事項				
(会計事務について)				
1	領収書の取扱い	指摘	領収書の様式は、市販のもの及びパソコン作成のものがあるが、いずれの場合でも領収書は連番管理されておらず、管理簿も作成されていなかった。協会独自の領収書を作り連番管理すると共に、領収書の管理簿を作り二重チェックする内部統制組織を確立するべきである。	2-12
2	有価証券の会計処理	指摘	基本財産の運用として国債を購入している。取得価額と額面の差額につき受取利息の控除として決算をしているが、公益法人会計基準ではこの会計処理は認められておらず、取得価額で評価する必要がある。	2-12
(管理運営状況について)				
3	役員に対する退職金	指摘	退任理事の退職金について、理事会の議決をしていないが、役員に対する退職金については規程どおり理事会の議決を経てから支払うべきである。	2-14
4	福利厚生	指摘	平成 15 年度に福利厚生として行った一人当たり 40 千円未満の補助はあまりにも個人的なものが多い。 国際交流協会は県の外郭団体であるので、その支出の正当性については特に慎重に対処し、再検討する必要がある。また福利厚生を行うのであれば、福利厚生規程を作成してから実施すべきである。	2-14
意見				
(事業実施のための事務について)				
1	外国人未払医療費対策事業	意見	外国人未払医療費対策事業について、運用上いくつかの留意点が見られた。 ・ 寄附行為の事業目的との適合性が曖昧であり、中長期的な視野に立ち、この事業の根本的なあり方、制度的な再検討、見直しをすることが必要と思われる。 ・ 申請書のチェックの精度を高める必要がある。 ・ 病院の回収努力の状況を十分に把握する必要がある。 ・ 補填金の対象事例について適切に判定する必要がある。	2-15

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
(管理運営状況について)				
2	理事会への代理出席	意見	理事会への代理出席について、代理人が当協会の理事ではない場合があるが、他の理事を代理にする以外は、認めるべきはでない。	2-17
(出資団体のあり方について)				
3	国際交流協会の事業目的	意見	国際交流協会の寄附行為に挙げられている事業目的は抽象的、包括的過ぎるきらいがあると思われる。 限られた予算の中では、それほどの効果があるものは期待できないのではないかと懸念されるので、もう少し具体的な事業目的が必要なのではないかとと思われる。	2-19
4	サロンの活用	意見	サロンが国際交流の場として利用されるように、設置場所や活用方法の見直しを行い、また広報等により県民、外国人に周知し利用度の向上を図るなど、有効活用に向けた検討が望まれる。	2-19
5	賛助会員	意見	国際交流協会の賛助会員は減少傾向だが、賛助会員の増加に向けて、施設の活用を含め活動内容がより広く理解され、一層外部に開かれた団体となるよう努めることで、会員拡充を図っていく必要がある。	2-20
6	国際交流協会運営の今後のあり方	意見	外国人住民の急激な増加と定住化、市町村の国際交流団体、民間ボランティア及び各種NPO団体の増加等社会環境が急激に変化している。 その中で国際交流協会は、他団体との連携を深め、民間に対してもっと門戸を開きボランティア、賛助会員を募り、他団体への人的、質的、物的事業援助等のコーディネート業務を展開する等、時代の変化に対応することが望まれる。	2-20

2 財団法人 群馬県森林・緑整備基金				
	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
監査結果 指摘事項				
(会計事務について)				
1	貸付金の会計処理	指摘	就業促進資金貸付金の収支計算上の会計処理につき、その返済額は補助金等収入で、貸付額は事業費で処理しているが、不適切な表示であるので是正されたい。	3-13
意見				
(事業実施のための事務について)				
1	森林整備機械化推進事業におけるリース使用期間実態の把握	意見	本事業については、リース使用期間実態の把握が不十分であるように見受けられる。 日数が長い場合には、現地調査等により使用実態の把握が必要となる。実地調査等、使用実態の確認作業を規定化すべきではないかと思われる。	3-15
(会計事務について)				
2	補助簿の記帳方法	意見	以下の点に関して補助簿の記帳方法を改善する必要がある。 ・締め切り手続きがとられていない。 ・期中残高・合計の記入がなされていない。 ・同一頁に複数科目が記載されている。	3-15
3	貸借対照表における投資有価証券の表示	意見	基本財産の区分に現金預金として開示されているものの中に県債等の債券が含まれているが、県債等は現金預金ではないので投資有価証券として別掲記すべきである。	3-16
(出資団体のあり方について)				
4	基金運営の今後のあり方	意見	本県の林業環境は、非常に厳しく、林業従事者の減少傾向が止まらない状況である。このまま推移すれば森林の公益的機能の低下も懸念され、抜本的な森林政策の構築が課題となっている。 (1)基金事業について 緑化協力金の激減がとまらず、このままで推移するとあと数年後には皆無になることが懸念され、減少に歯止めをかける努力が望まれる。 また、緑化協力金については基金として収入したものであり、取り崩して消費することはできないが、現在	3-19

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
			<p>の危機的状況を考えると、その取扱の変更についても再考する必要があると思われる。</p> <p>基金事業で実施している各種事業は、限られた基本財産からの運用収益を財源として行うもので、常に事業の見直しと林業の現場での必要性を評価して効率の良い事業選択を行うべきである。</p> <p>その際、県の行政機関ではない基金の役割として、民間の現場の意見を十分反映した事業策定が望まれる。</p> <p>現在「事業等検討委員会」を組織し、検討が始まっているが、その成果に期待する。</p> <p>(2)林業労働力確保支援センター事業について</p> <p>各種事業の実施に当り、公正かつ効率的な事務処理執行が求められる。例えば、林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償還請求事務の改善等事務執行の正確性、公正性といったことが求められる。</p> <p>また、国、県の財政も厳しい状況が継続することから、効率的な業務運営により限られた予算の中で支援センターの設置目的を十分達成できるよう、常に業務の見直しを行うことが望まれる。</p>	

3 財団法人 群馬県農業公社			
項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
監査結果 指摘事項			
(契約事務について)			
1	入札手続（共通）	指摘 指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が数多く認められた。農業公社下請工事等実施要領（案）に基づくためであるが、根本的に見直す必要がある。 ・公益法人である公社は、コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定を厳密に解釈し厳守しなければならない。 ・要領（案）は県財務規則に則っていないことは明らかであり、即刻廃止するべきである。 ・会計規程で理事長権限として県財務規則と異なる手続きを認めている点に関して早急に改正すべきである。 ・契約事務の意義、効果等の担当者への教育、手続書の作成、見直し等根本的に再構築する必要がある。	4-15
2	見積合せを実施していない随意契約（いわゆる 1 者随意契約）	指摘 見積合せ省略理由の記載がないか、あっても妥当とは思われない事例が検出された。 1 者随意契約はあくまでも例外処理であり、契約価格の客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から県財務規則第 190 条第 1 項に定める例外を除き 3 者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。	4-18
(会計事務について)			
3	用地貸付料収入に付随する会計処理	指摘 農地保有合理化事業に伴って取得する農用地等の評価について、受け取った貸付料を減額評価しているが、これは預り金として経理し、土地の評価からは減額すべきでない。	4-21
意見			
(契約事務について)			
1	契約締結後の変更工事	意見 契約締結後の変更工事については限定的なものに止めるべきであり、新たに物理的に付加するような工事については、別工事として入札手続きを要すると思われるので、その取扱いについては慎重に対処することが望ましい。	4-25

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
2	随意契約時見 積合せ対象業 者の選定	意見	随意契約時見積合せを実施する際、見積書を徴する業者の選定が適正な等級の業者から選定されていない場合がある。公正かつ適正な手続きの実施が望まれる。	4-25
(事業実施のための事務について)				
3	農地取得の際 に十分な調査 が欠けていた と考えられる 事例	意見	農地保有合理化事業に伴って取得した農地につき、売却差損が発生した事例、内容に瑕疵のある事例、賃貸借事業用地で採算のとれない農地の事例が見受けられた。特殊な事例と思われるが、このようなことが発生しないよう農地取得時には格段の注意を払うべきである。	4-26
4	農用地等譲渡 代金経費加算 額の計算規程	意見	本規程は、昭和48年12月19日理事長決裁の社内伺い文書にて承認され、今日に至っているが、30年も経過しているため、内容の見直しが必要であると思われる。	4-28
5	就農支援資金 貸付制度の利 用状況	意見	本貸付制度については、利用状況が半分程度しかなく、しかも新規貸付額の内容も就農研修資金にとどまっていることを考慮すると、制度の十分な活用が図られていないと思われるので、実態の把握、利用者の追跡調査等を行い、ニーズに応じた制度の再構築を検討することが望まれる。	4-29
6	農作業受委託 促進特別事業 の債権保全	意見	本事業による前払金の債権保全対策としては連帯保証人があるが、その人的条件等規定がないので、有効性に疑問がもたれる。債権保全対策には一層留意が必要であり、連帯保証人の条件を厳格にすることが望まれる。	4-30
(県と出資団体との関係について)				
7	旧事務所の有 効活用	意見	公社事務所が入っているビルの敷地内に旧事務所の建物があるが、現在利用されていない。その有効活用の意味から、事務所移転による経費節減効果を検討する価値があると思われる。	4-31
(管理運営状況について)				
8	損益計算の必 要性	意見	年度別、事業別、業務別の損益計算、コスト分析等行っていないので、効率的な運営管理ができない状態である。今後、企業会計的な手法を取り入れることが必要である。	4-32
9	経費の部門別 配賦計算	意見	経費の部門別配賦計算は、予算の多寡によって経費を配分する方法ではなく、合理的な配分基準により正しく行われる必要がある。	4-34

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
(出資団体のあり方について)				
10	公社運営の今後のあり方	意見	<p>現在の農業・経済環境は、公社の設立当時とは大幅に変化し、最近の決算では当期収支差額もマイナスになっており、また国庫事業も大幅に変動する等、その運営方針も見直すべき時期に来ていると思われる。</p> <p>公社の行政コスト総額は 971,347 千円であり、自己収入 584,052 千円を差引いた 387,294 千円が公社の運営上生じる行政コストである。公社が県民の負託に応えるためには実施する事業内容の更なる充実、行政コストの圧縮等が期待される。</p> <p>(1)農地保有合理化事業・担い手支援事業 県の農政の一翼を担う事業であり、今後もその必要性は増加すると思われる。また県が直営で行うよりも公社が行った方が効率的で合理的と思われる分野が多いと考えられるので、目的に適合していると思われる。</p> <p>(2)農用地等開発事業(公社営及び受託事業) 収益事業であるが、上記公益事業の補完的的事业として欠かせないものであること、公社の保有する農業用重機は特殊なもので群馬県にもわずかしかないので、民間事業者との競合もないこと等考慮すると、目的適合性(公益性)に関しては問題ないとする。</p> <p>ただし、特に契約事務手続き、経営に関する計画性、経営管理の仕組み(組織管理、人事管理、財務管理)並びに目標と成果の公表等について改善すべき点が見受けられたので、それらの改善を実行することが求められる。</p>	4-40

4 財団法人 群馬県フラワー協会				
	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
意見				
(契約事務について)				
1	高額な1者随意契約	意見	高額な1者随意契約については、対象業務が特殊な技能を要することは理解できるが、技術を持った企業を県内に限定せず、近県にも範囲を拡大するなどして可能な限り競争入札を採用していく方向で検討されたい。	5-16
(会計事務について)				
2	入園券の管理と実地棚卸	意見	入園券は金券であり現金と同程度のリスクがあるが、実地棚卸については、年二度ほど行っているが、今まであまり重視していなかった。管理手続の改善が望まれる。	5-17
3	諸税未払金計上の必要性	意見	消費税等については未払消費税等として、法人税、住民税及び事業税については未払法人税等として貸借対照表の負債の部に計上し、資金の範囲に含めるべきである。	5-17
(県と出資団体の関係について)				
4	利用料金の取扱	意見	<p>公の施設の利用料金制度の趣旨を生かすためにも、当初設定委託料の利用料金実績による増減補正は行わないよう改善することが望まれる。そのためには、入園料の当初推計について実現可能な数値になるよう工夫をし、また、例外規定を設けるのなら、合理的で客観的な基準を考案することが必要である。</p> <p>いずれにしても、管理受託者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化によって公の施設のより効果的な活用を図ろうとする法の趣旨を鑑み、改善することが望まれる。</p>	5-19
(管理運営状況について)				
5	テナント業者出店料	意見	テナント業者出店料についてはテナント業者からレジシートその他の販売証憑書類も同時に提出を求め、売上データの信頼性を確保すべきである。	5-22
6	部門別収支計算書の作成	意見	フラワー協会が作成している部門別収支計算書は、法人税等の税額計算に使用されておらず、協会の事業目的にも合致していないが、事業別に作成し、事業別の状況把	5-22

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
			握をすることが有効と考える。	
(出資団体のあり方について)				
7	ショッピング プラザ等の経 営	意見	ショッピングプラザ等の経営については、本来フラワー協会が外部委託も含め一体として経営するのが望ましく、JAとの交渉、協議を行うことが望まれる。	5-27
8	ぐんまフラワ ーパークの利 用状況等及び 今後のあり方	意見	<p>フラワー協会の行政コスト総額は、平成 15 年度 651,810 千円であり、利用料金収入等を差し引いた県民負担行政コストは 490,779 千円である。この金額に対して施設が十分に利用されているとはいいがたく、特に平成 15 年度の 363,730 人の入園者数は過去最低で、諸々の原因はあるにしても、改善の必要がある。</p> <p>指定管理者制度の導入、近隣類似施設の増加等今後のフラワー協会は、民間のテーマパークと同じスタンスに立ち、利用者数の増加及び財務体質の強化に努めなければならないと考える。</p> <p>そのためには現在策定されている経営改善計画の着実な実行と、民間企業の経営者または業界に精通しているコンサルタント等の活用が必要であると思われる。</p>	5-28

5 社団法人 群馬県畜産協会				
	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
監査結果 指摘事項				
(事業実施のための事務について)				
1	群馬県地域畜産総合支援体制整備事業受託金の受託事業費	指摘	委託契約書第6条(再委託の制限)では、第三者への再委託を禁じているが、ホームページの整備に関して再委託が実施されている。事前に県の承認を得た事実もない。委託を利用せざるを得ない場合は、実施計画書等での明示を行い、事前承認を得たうえで契約するべきである。	6-15
(会計事務について)				
2	家畜防疫互助基金補助事業特別会計の総勘定元帳の記帳	指摘	同特別会計の精算処理に関し一部総勘定元帳に記載不足があり、どのように会計処理されたか明確さに欠けた。また、平成13年度で多額の未精算勘定を計上しているが、これらのうち平成14年度の決算過程で精算されるべきものが精算されていない。	6-16
3	取引記録の内部承認手続き	指摘	家畜防疫互助基金補助事業特別会計での収支について、未収金、未払金等の決算振替処理、他会計との取引では「収支伺い」に証憑が添付されていないものが散見される。証憑添付は内部承認手続きを得る上で欠くことのできないものなので、改善の必要がある。	6-17
4	実態のない経費を未払金として計上する会計処理	指摘	平成14年度において予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上し、その後平成15年度に一般会計に入金して収入として計上しているが、このような会計行為は問題である。	6-17
5	計算書類の誤り(共通)	指摘	計算書類の決算繰越額及び計算書類相互間が不一致であり、誤って作成されている。特に平成14年度は、計算書類の検算もされていない状況は計算書類作成事務の基本的誤りという他なく、事務執行上問題である。当期収支差額と当期正味財産増減額が各々1億円以上誤って表示されている状態は、計算書類が正しく作成されているとは言えず会計責任を果たしていない。適正な会計事務及び決算事務の執行が必要であり、平成15年度においては改善努力の状況も見られるが、現在の処理は抜本的に改善しなければならない。	6-18

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
6	特別会計の閉鎖手続き	指摘	特別会計閉鎖について閉鎖年度の計算書類に開示がなく、前年度までであった特別会計が突然消失している。 特別会計閉鎖手続きとして、決算を実施して余剰金を確定し、その余剰金を理事会または総会の承認を経て一般会計に繰り入れることが必要である。	6-22
意見				
(事業実施のための事務について)				
1	群馬県畜産振興事業補助金の実質的な補助目的	意見	同補助金は畜産ヘルパーの人材確保が最大の目的とされているが、地方競馬全国協会、県ともこの補助金を年々縮減する方向にあり、補助目的に対応する固有の事業を具体化した実施計画、実績報告を明確にする必要がある。	6-23
2	酪農ヘルパー組織運営体制強化事業補助金の使途	意見	同補助金の使用目的は利用組合の組織運営体制強化にあるが、現在の配分方法では組織率（加入率）アップへのインセンティブに乏しい。利用組合への配分方法を、例えば利用戸数配分を減らし加入率配分を設けるなど加入率を高める方向での方法に変更することが望まれる。	6-23
3	酪農ヘルパー利用拡大事業補助金中の受託金	意見	同補助金のうちに、委託契約書に基づく受託金が含まれていた。 収入の相手先が同一であっても、補助金と受託金は峻別するよう徹底するべきである。	6-24
4	畜産経営活性化基金の補助金	意見	同補助金について、畜産ヘルパーの出役活動がほとんど休日以外であるが、畜産農家の休日確保という基金の目的との合致性を検討する必要がある。	6-24
5	家畜衛生対策運営基盤強化事業助成金	意見	同助成金について、実績報告書に領収書が添付されていないものがあったが、領収書を添付すべきである。 また実績報告書の領収書の中に宛名が群馬県畜産協会となっているものがあったが内容調査をすべきである。	6-25
(会計事務について)				
6	監事の監査機能の強化	意見	平成13年度、平成14年度の計算書類は信頼性に疑問が持たれ、適正に作成されているとは言い難い状況である。 3名の監事の意見書は適正意見であるが、このように初歩的で明らかな、しかも金額的にも重大な誤りを看過するような監事の監査は果たしてその職務を全うしているのか、また制度として有効に機能しているのか疑問である。	6-27

要 約

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
			予算規模的にも増大している畜産協会の中で監事の監査制度は重要なチェック機能を受け持っているはずであり、抜本的な見直しが必要である。	
(県と出資団体の関係について)				
7	県の畜産協会に対する出資金	意見	県の畜産協会に対する出資金 431,800 千円は寄託金であり、内容を見直す必要がある。また、畜産協会の定款における基本財産の規程は不十分であると思われるので基本財産の定義を明確にする必要がある。	6-27
(出資団体のあり方について)				
8	畜産協会運営の今後のあり方	意見	県が推進した畜産関係公益法人の組織再編の結果、現在の畜産協会にそれぞれの機能が集約されているのであるが、統合のメリットが完全に生かされているとは言い難い状況にあると思われる。 業務内容の見直しによる重複業務の排除及び業務の標準化・集中化によるスケールメリット等検討されたい。	6-33

6 財団法人 群馬県馬事公苑				
	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
意見				
(物品管理について)				
1	備品等に係る 管理手続	意見	県有財産と預り品が混在して管理ができていない備品があるので、預り品が区別できるように管理すべきである。	7-11
2	稼働率の低い 施設	意見	敷地内に宿泊施設があるが、利用が極端に少ない。 県有財産の稼働率を高めるためにも、なんらかの対応策を考えるべきである。	7-11
(出資団体のあり方について)				
3	馬事公苑の今 後のあり方	意見	<p>現在の社会、経済環境は、馬事公苑の設立当時とは大幅に変化し、その存在意義も見直すべき時期に来ていると思われる。民間の乗馬クラブが類似の営業を行っている一スポーツ種目に、県営または公益法人が事業として行って県費を投入している点は再考しなければならないのではないか。今後県としてもその存在意義について十分調査のうえ、馬事公苑の今後のあり方を検討されたい。</p> <p>馬事公苑は昭和 61 年の建築であり、その後修繕は行われているものの施設の老朽化が進んでいるので、その対策も必要である。</p>	7-15

7 財団法人 群馬県建設技術センター				
	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
監査結果 指摘事項				
(物品管理について)				
1	貯蔵品計上洩れ	指摘	図書、ビデオ等で貯蔵品として計上されていないものがあるが、金額的にも貯蔵品計上すべきであり、受け払い管理も必要である。	8-15
(会計事務について)				
2	事業収入の認識基準	指摘	事業収入の認識基準に則った計上がなされていない事例があるので改善されたい。また、各事業別の収入計上基準（会計方針）を文書化して明確にすることが必要である。	8-17
意見				
(契約事務について)				
1	リース契約における予定価格の範囲	意見	実質的に途中解約不能のリース契約については、予定価格をリース期間のリース料総額として、契約の条件（入札が随意契約か）を決定すべきである。	8-21
2	同一業者との継続契約	意見	同一業者との継続随意契約は、業者との契約価格に関する客観性、合理性に関して疑問が生じるので、競争による経済性確保の観点から、見直しが求められる。	8-22
(物品管理について)				
3	備品等の現物管理	意見	備品、貯蔵品に関する台帳管理、現物管理について改善すべき点がある。	8-23
(会計事務について)				
4	事務処理誤りに対応した会計処理	意見	過年度に生じた過剰支払が当年度において精算されているが、過剰支払が生じていることに関する会計処理が適切になされていないかった。	8-24
5	減価償却積立預金	意見	減価償却積立預金の内容が不透明なので、センターとしての方針を明確にし、積立てられるべき内容及び金額の見直しを実施することが望まれる。	8-24
6	雇用保険料に関する会計処理	意見	給与控除の雇用保険料については雑収入として処理しているが、共済費の相殺処理とするべきである。	8-25
7	建築防災事業費の報償費の	意見	建築防災事業費の報償費中の県マイホーム関係検査手数料は消費税等課税区分を非課税でなく課税とすべきであ	8-25

	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
	消費税等課税 区分の誤り		った（平成 15 年度仕入控除不足額 70 千円）。	
8	計算書類総括 表における内 部取引項目の 消去または開 示	意見	センターは、一般会計と特別会計との総括表を作成しているが、内部取引項目の消去または開示が欠落しているため、法人の収支規模及び総資産額等を適正に表示するため、これを改善することが望ましい。 公益法人会計基準に則り、改善することが望まれる。	8-26
(出資団体のあり方について)				
9	建設技術セン ターの今後の あり方	意見	今後市町村合併により、センターの主要財源になっている設計積算受託業務が減少することが予想され、センターのあり方、予算規模、職員数の規模等を見直し、センターのあり方を再検討すべき時期に来ていると考える。	8-29

8 財団法人 群馬県教育文化事業団				
	項目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
監査結果 指摘事項				
(会計事務について)				
1	退職給与引当金計上の必要性	指摘	事業団は、退職給与引当金を計上せず、実際の退職手当支給時に退職金として費用処理するいわゆる「現金主義」で会計処理しているが、退職給与引当金を計上して発生主義で会計処理する必要がある（平成16年3月31日現在332,638千円）。	9-18
2	宝くじコンサート契約書に係る入金処理	指摘	宝くじコンサート契約書について受託料入金額が契約書と一致していない。 契約書に則った事務処理を実施すべきである。	9-19
意見				
(契約事務について)				
1	指名競争入札における指名業者の固定化	意見	指名業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保の観点から望ましくない。指名業者の適切な入替えの実施等を行い、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。	9-20
2	指名競争入札における指名業者数の減少	意見	指名業者数が減少している事例が見受けられるが、競争入札の競争性を高め、競争の利益を確保するためには、指名の数は、なるべく多いことが望まれる。	9-21
(会計事務について)				
3	資産と費用の区分経理	意見	会計上資本的支出（固定資産）とすべきものが修繕費とされている事例があった。また散逸を防止する意味からも固定資産として資産管理していくべきである。	9-24
4	施設使用料など県の資産としての現金管理	意見	施設使用料などは事業団の資産ではないが、県からの預かり資産であることから、その管理は十分な注意を払う必要がある。金種表の作成、担当者の引き継ぎ事務の正確性、定期的な管理者のチェック等が必要である。	9-25
5	事務処理の合理化	意見	事業団では手書きの補助簿を作成して正確を期しているが、二度手間になっているだけで有効利用されていない可能性がある。利用目的を考慮し、費用対効果の観点から帳簿体系や帳簿作成方法などを検討されたい。	9-26

	項 目	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
6	特別会計(県民 会館自主事業)	意見	県民会館自主事業は特別会計として処理されているが、生涯学習センター自主事業は一般会計として処理されており、会計区分の設定に一貫性がない。特別会計を廃止し、一般会計として処理したほうがよいと考える。	9-26
(県と出資団体の関係について)				
7	県と事業団との管理委託契約における備品等の管理	意見	群馬県民会館に関する県と事業団との管理委託契約上の委託業務の中に、備品等の管理が規定されていないが、管理委託契約上の委託業務に含める必要がある。	9-27
8	固定資産取得に関する予算措置区分の明確化	意見	事業団に管理運営が委託されている施設における固定資産の取得に関する予算措置の区分を明確にすべきである。	9-27
(管理運営状況について)				
9	財務の状況	意見	事業団の財務状況は退職給与引当金を計上すると、実質26,645千円の債務超過に陥っていることになるので、早急に改善措置を講ずる必要がある。	9-28
10	組織統合による効率性の追求	意見	県民会館と教育文化事業団の管理一元化のメリットが完全に生かされていないと思われるので、重複業務の排除及び業務の標準化・集中化による効率性の改善を検討されたい。	9-29
(出資団体のあり方について)				
11	生涯学習センターの利用状況等及び今後のあり方	意見	生涯学習センターは、市町村合併による大規模施設の増加で市町村または民間の施設との競合関係がさらに激化することが予想され、センターのあり方、予算規模、職員数の規模等を見直し、利用率の向上を図るとともに、県行政としての生涯学習センターのあり方を再検討すべき時期に来ていると考える。	9-33
12	県民会館の利用状況等及び今後のあり方	意見	県民会館は利用率の向上を図るとともに、財務内容の改善、類似公立文化施設との関係のあり方及び競合等の回避または調整を図る必要がある。また将来的には施設の老朽化対策として大規模改修が避けられないが、その対策等も検討する必要がある。	9-37

要 約

(参考)行政コスト計算書要約版 (単位：千円)

財団法人 群馬県国際交流協会

科 目	合 計
支出コスト	109,913
発生コスト	2,101
行政コスト総額	112,014
収 入	5,595
差引県民負担コスト	106,419

財団法人 群馬県森林・緑整備基金

科 目	合 計	基金事業	支援センター事業
支出コスト	50,896	12,682	38,214
発生コスト	2,910	0	2,910
行政コスト総額	53,807	12,682	41,125
収 入	31,486	19,343	12,142
差引県民負担コスト	22,321	6,661	28,982

財団法人 群馬県農業公社

科 目	合 計	担い手支援グループ	農地利用グループ	総務グループ
支出コスト	952,799	499,702	406,728	46,366
発生コスト	18,547	8,342	8,880	1,324
行政コスト総額	971,347	508,045	415,609	47,692
収 入	584,052	434,812	142,361	6,878
差引県民負担コスト	387,294	73,233	273,247	40,814

財団法人 群馬県フラワー協会

科 目	合 計	パーク管理費	花と緑の学習館	協会運営費
支出コスト	565,049	491,780	42,295	30,972
発生コスト	86,761	72,145	10,110	4,504
行政コスト総額	651,810	563,926	52,406	35,477
収 入	161,030	158,764	853	1,412
差引県民負担コスト	490,779	405,162	51,552	34,064

社団法人 群馬県畜産協会

科 目	合 計
支出コスト	1,099,077
発生コスト	2,236
行政コスト総額	1,101,314
収 入	990,782
差引県民負担コスト	110,532

財団法人 群馬県馬事公苑

科 目	合 計
支出コスト	88,625
発生コスト	15,851
行政コスト総額	104,476
収 入	38,773
差引県民負担コスト	65,702

財団法人 群馬県建設技術センター

科 目	合 計	研修事業 費	設計積算 受託事業 費	材料試験 事業費	建築防災 事業費	土木遺産 収集保存 事業費他	管理費
支出コスト	414,773	33,193	122,350	63,189	68,157	676	127,199
発生コスト	38,357	6,520	12,054	7,198	4,420	0	8,159
共通費配賦	0	289	80,336	18,948	35,787	0	135,363
行政コスト総額	453,135	40,006	214,745	89,339	108,367	676	0
収 入	480,794	1,028	285,345	67,302	127,113	2	0
収支差額（ 支出超過 ）	27,661	38,978	70,601	22,036	18,747	674	0

財団法人 群馬県教育文化事業団

科 目	合 計	生涯学習 センター	県民会館
支出コスト	997,089	597,358	399,730
発生コスト	246,073	141,603	104,470
行政コスト総額	1,243,163	738,962	504,201
収 入	147,425	36,394	111,030
差引県民負担コスト	1,095,738	702,567	393,171